

評議員選任・解任委員会の運営に関する規程

社会福祉法人 福振会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福振会(以下「福振会」という。)定款第6条第1項の規定に基づき設置する評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、福振会の評議員の選任及び解任を行うことを任務とする。

(委員の選任等)

第3条 委員会は、定款第6条第2項に規定する委員会委員(以下「委員」という。)は、監事2名事務局長1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

2 監事は、福振会の監事2名を配置する。

3 事務局長は、福振会の職員1名を配置する。なお、職員は、福振会の職員と兼務することを妨げない。

4 前項の場合、職員は理事長が理事会の承認を得て選任する。

5 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 福振会又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の役員又は使用人

(2) 過去に前号の規定に該当することになったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

(4) 社会福祉法第40条第1項各号に該当する者

6 理事長(理事長に事故あるときは業務執行理事)は、委員会に出席しなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の報酬等)

第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て評議員会において別に定める。

3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て評議員会において別に定める。

(招集)

第7条 委員会の招集は理事会において決定し、理事長が行う。

(招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 前項により選出された委員長は、委員会の議長とし、この委員会の会務を総括する。

(情報提供)

第10条 理事長は、委員会における審議に当たり、以下の情報を提供しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (2) 福振会及び福振会の理事又は監事との関係
- (3) その他の評議員候補者に関する情報

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 委員会に提出する評議員候補者の推薦は、理事会が行う。この場合において、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出し、その記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- 3 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。
- 4 評議員の選任は、原則として候補者1名ごとに行い、少なくとも外部委員1名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。
- 5 出席委員の全員が賛成した場合は、候補者全員を対象として選任を行うことができるものとする。
- 6 委員会の決議には、委員長も参加する。

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議委員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(議事録)

第13条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び選任された議事録署名委員2名が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

- 2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された日時及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果

(3) 委員会に出席した理事の氏名

(4) 委員会の議長の氏名

3 前項の議事録は、会議の日から10年間福振会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、福振会事務局において行う。

(補則)

第15条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年11月26日より施行する。